

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 包括外部監査契約に関する告示 (改革推進課) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (県央振興) 一
- 〃 (川越比企振興) 二
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (北部振興) 二
- 平成二十一年度狩猟免許試験等の実施に係る告示 (自然環境課) 二
- 鳩ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生課) 五
- 埼玉県社会福祉総合センター使用料徴収事務委託 (社会福祉課) 五
- と畜検査手数料の徴収事務委託 (食肉衛生検査センター) 五
- 見沼代用水土地改良区の役員就退任届 (さいたま農林) 六
- 南河原村土地改良区の役員退任届 (加須農林) 七
- 増林土地改良区の役員就退任届

- 葛西用水路土地改良区の役員就退任届 (春日部農林) 七
- 入西北部土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業 (維持管理事業) 計画書の写しの縦覧 (農村整備課) 八
- 美里第二土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業 (維持管理事業) 計画書及び定款の写しの縦覧 (株木土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業 (維持管理事業) 計画書の写しの縦覧) 九
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示 (建築安全課) 九
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定 (出納総務課) 九

- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し (出納総務課) 九
- 超微量分析装置の賃貸借に係る一般競争入札の公告 (会計課) 九
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 一一
- 選挙管理委員会の招集 (選管委) 一一
- 正誤 (福祉政策課) 一一
- 埼玉県規則第五十一号中訂正 一二

告示

- 埼玉県告示第千五百八十四号中訂正 (社会福祉課) 一二
- 埼玉県告示第百四十三号中訂正 () 一二
- 埼玉県告示第百六十七号中訂正 () 一二
- 埼玉県告示第百五十二号中訂正 (開発指導課) 一二
- 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則中訂正 (建築安全課) 一二
- 費用及び実費の額の合算
- 四 監査に要する費用の支払方法 概算払
- 埼玉県告示第百十四号
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
- なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地

域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年四月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かさほらいきいきスポーツクラブ

三 代表者の氏名
野崎 武士

四 主たる事務所の所在地
埼玉県鴻巣市笠原一五七三番地二

五 定款に記載された目的
この法人は、子どもから高齢者まで多世代の住民を対象として行う、各種スポーツ活動や文化活動を通じて、地域社会の健康づくりおよびまちづくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書等申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年四月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人農人力

三 代表者の氏名
米原 恭淳

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市場新町十四番地二

五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対して、有機農業の推進及び啓発を図る事業、農業の競争力の強化に関する事業、食料自給率の向上及び食糧主権の確立に関する事業を行い、日本における農業技術の向上及び効率化、農地の有効活用、新エネルギーの調査研究、農業全般にわたる国際交流を図り、豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を

申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年四月九日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人ライフサポート香草の会
(変更後) 特定非営利活動法人サポート優

三 代表者の氏名
新井 定夫

四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市原郷千九百三十九番地

五 定款に記載された目的
この法人は、地域社会において支援を必要とする障害を持つ人々に快適な生活の場、及び就労の場を提供するとともに、可能な限り各個人の生活の質が高められ、身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活が営めるよう支援する。また、地域社会と密に連携しつつ、障害者の自立と共生にむけて絶えず創意工夫し、地域福祉の増進に寄与する。

埼玉県告示第六百十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)以下「法」という。第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに免許申請書の提出期限

免許の区分	期 日	会 場	提出期限
網猟、わな猟、第二種銃猟、第二種銃猟	平成二十一年七月三十一日(金)	東松山市民文化センター	平成二十一年七月二十四日(金)
網猟、わな猟、第二種銃猟、第二種銃猟	平成二十一年八月三十日(日)	鴻巣市文化センター(クレア鴻巣)	平成二十一年八月二十四日(月)
わな猟	平成二十一年九月十日(木)	本庄市民文化会館	平成二十一年九月三日(木)
わな猟	平成二十一年九月十七日(木)	秩父宮記念市民会館	平成二十一年九月十日(木)

ロ 試験の受付時間

各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 受験資格

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 試験当日において満二十歳に達している者

ニ 免許申請書の提出先

受験者の住所を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

(1) 狩猟免許申請書

- (2) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 一枚

- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

- (4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ヘ 狩猟免許手数料

五千二百円(法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円)相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書にはり付けて納付すること。

ト 試験の方法

- (1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科 目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令に関する知識 猟具に関する知識 鳥獣に関する知識 鳥獣の保護管理に関する知識
技能試験	網猟免許に係る場合にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに鳥獣の判別能力 わな猟免許に係る場合にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに獣類の判別能力 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に係る場合にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別能力

- (2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

- (3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に係るものを免除する。

チ 狩猟免許の交付

試験の合格者に対しては、狩猟免許を交付する。

リ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提出期限
平成二十一年七月七日(火)	本庄市民文化会館	平成二十一年六月三十日(火)

平成二十一年七月八日(水)	横瀬町民会館	平成二十一年七月一日(水)
平成二十一年七月十日(金)	川越南文化会館(ジョイフル)	平成二十一年七月三日(金)
平成二十一年七月十四日(火)	さいたま市民会館いわつき	平成二十一年七月七日(火)
平成二十一年七月十六日(木)	花園文化会館アドニス	平成二十一年七月九日(木)
平成二十一年七月二十一日(火)	さいたま市民会館おのみや	平成二十一年七月十三日(月)
平成二十一年七月二十三日(木)	パストラルかぞ	平成二十一年七月十五日(水)
平成二十一年七月二十七日(月)	東松山市民文化センター	平成二十一年七月二十一日(火)
平成二十一年七月二十九日(水)	小鹿野文化センター	平成二十一年七月二十二日(水)
平成二十一年八月一日(土)	朝霞市民会館	平成二十一年七月二十七日(月)
平成二十一年八月三日(月)	さいたま市民会館いわつき	平成二十一年七月二十七日(月)
平成二十一年八月七日(金)	さいたま市民会館いわつき	平成二十一年七月三十一日(金)
平成二十一年八月十一日(火)	小川町民会館	平成二十一年八月四日(火)
平成二十一年八月二十一日(金)	上尾市文化センター	平成二十一年八月十四日(金)
平成二十一年八月二十六日(水)	三郷市文化会館	平成二十一年八月十九日(水)
平成二十一年八月二十八日(金)	行田市産業文化会館	平成二十一年八月二十一日(金)

平成二十一年九月三日(木)	飯能市市民会館	平成二十一年八月二十七日(木)
平成二十一年九月七日(月)	熊谷文化創造館	平成二十一年八月三十一日(月)

口 適性試験及び講習の受付時間
各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 適性試験及び講習を受ける資格
次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
 - (2) 平成二十一年九月十四日に有効期間が満了となる狩猟免許を受けている者
- ニ 免許更新申請書の提出先
狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)一枚
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ヘ 狩猟免許更新手数料
二千八百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書にはり付けて納付すること。

ト 適性試験及び講習の科目

区分	科目
適性試験	視力
	聴力
	運動能力

講 習	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護管理
-----	--

チ 狩猟免許の交付

講習を受講し、適性試験に合格した者に対しては、狩猟免許を交付する。
その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

三 免許申請書等の請求

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書は、各環境管理事務所に請求すると。

埼玉県告示第六百十八号

鳩ヶ谷市から鳩ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準

用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第六百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田 清 司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県社会福祉総合センター	さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長 上田 清司	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

埼玉県告示第六百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田 清 司

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
川口食肉荷受株式会社	川口市領家四丁目七番十八号 川口食肉荷受株式会社 代表取締役 石井 一雄	平成二十一年四月一日から 平成二十二年三月三十一日まで
越谷食肉センター	越谷市増森一丁目十二番地 日本畜産興業株式会社 代表取締役 福田 武仁	
和光ミートセンター	和光市下新倉六丁目九番二〇号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役 阿部 徳次	
県北食肉センター	熊谷市下増田一七三番地 県北食肉センター協業組合 理事長 中村 保一	
本庄食肉センター	本庄市杉山一一五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 小林 靖典	

加須市大字平永一〇四七番地
北埼玉食肉センター事業協同組合
理事長 高鳥 義幸

埼玉県告示第六百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、見沼代用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	根岸 凱	羽生市大字下新郷一二九九番地
同	相上 榮一	行田市大字関根七〇七番地
同	小林 宏价	同 斎条三〇二番地一
同	間々田 治吉	同 荒木一六〇二番地
同	尾島 孝夫	加須市大字水深八八七番地
同	正能 輝夫	北埼玉郡騎西町大字戸崎二〇三番地
同	坂本 光義	同 外田ヶ谷七一九番地一
同	齋藤 大丈夫	久喜市大字江面七四二番地
同	遠藤 鉄一	南埼玉郡菖蒲町大字三箇八八〇番地
同	小島 卓	同 白岡町大字高岩一二九八番地
同	中村 克己	南埼玉郡宮代町百間一丁目一番四四号
同	大澤 立承	さいたま市岩槻区大字高曾根一〇三七番地
同	星野 幸太郎	上尾市大字瓦葺一二七三番地
同	猪原 莊一	さいたま市見沼区大字東宮下七八八番地
同	石関 治郎	同 緑区大字三室五九二番地
同	赤沼 照男	川口市大字久左衛門新田一七番地
同	工藤 正司	行田市谷郷三丁目七番一七号
同	田中 暄二	久喜市東一丁目一三番一七号
同	相川 宗一	さいたま市浦和区岸町七丁目二番一号

二 退任

職名	氏名	住所
理事	岡村 幸四郎	川口市大字東内野五二八番地の一〇
監事	藤井 久清	北埼玉郡騎西町大字鴻荃二一〇四番地
同	長谷川 弘志	加須市大字平永四四七番地一
同	吉田 勝信	蓮田市大字蓮田一一六番地
同	増田 豊	さいたま市緑区大字間宮六七四番
理事	根岸 凱	羽生市大字下新郷一二九九番地
同	相上 榮一	行田市大字関根七〇七番地
同	間々田 治吉	同 荒木一六〇二番地
同	小林 宏价	同 斎条三〇二番地一
同	岡村 昇	加須市大字北辻七三一番地八
同	松本 勘一	同 阿良川四五三番地一
同	正能 輝夫	北埼玉郡騎西町大字戸崎二〇三番地
同	坂本 光義	同 外田ヶ谷七一九番地一
同	鈴木 芳男	久喜市大字除堀一四〇四番地
同	遠藤 鉄一	南埼玉郡菖蒲町大字三箇八八〇番地
同	渡辺 一郎	同 白岡町大字寺塚三一番地
同	中村 克己	同 宮代町百間一丁目一番四四号
同	大澤 立承	さいたま市岩槻区大字高曾根一〇三七番地
同	戸井田 博	北足立郡伊奈町大字大針五六五番地
同	猪原 莊一	さいたま市見沼区大字東宮下七八八番地
同	石関 治郎	同 緑区大字三室五九二番地
同	赤沼 照男	川口市大字久左衛門新田一七番地
同	濱田 福司	南埼玉郡白岡町大字野牛九五六番地
同	相川 宗一	さいたま市浦和区岸町七丁目二番一号
同	岡村 幸四郎	川口市大字東内野五二八番地の一〇
監事	川島 一郎	加須市大字平永九二〇番地
同	藤井 久清	北埼玉郡騎西町大字鴻荃二一〇四番地
同	吉田 勝信	蓮田市大字蓮田一一六番地
同	増田 豊	さいたま市緑区大字間宮六七四番地

埼玉県告示第六百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、南河原村土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所
理事 栗原太郎 行田市大字馬見塚八九三番地一

埼玉県告示第六百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、増林土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任
職名 氏名 住所
理事 吉田忠茂 越谷市大字増森二四八四番地
同 山崎茂 同 増林五六二一番地
同 富澤和男 同 増森一六六三番地
同 中村敏久 同 増森二丁目一九九番地
同 平野康盛 同 花田二丁目六番地一
同 須賀徳雄 同 大字増林三九〇二番地
同 須賀啓次 同 同 三七八一番地
同 須賀啓夫 同 増林二丁目四三八番地一
同 宮川慎一 同 増林三丁目一七四番地
同 小島初治 同 増林一丁目一一番地
同 今井清 同 大字増林三七二二番地二
同 須賀幹夫 同 増森二七二番地

二 退任

職名 氏名 住所
理事 渋谷誠一 越谷市大字増森二二〇八番地
同 鈴木俊男 同 中島一丁目六五番地
同 関根洋子 同 大字増林三六二〇番地
監事 林晃 同 増森一八〇四番地
同 須賀操 同 増林二六四二番地
同 山崎文夫 同 増林三丁目二二二番地一
職名 氏名 住所
理事 須賀徳雄 越谷市大字増林三九〇二番地
同 吉田忠茂 同 増森二四八四番地
同 山崎茂 同 増林五六二一番地
同 富澤和男 同 増森一六六三番地
同 中村敏久 同 増森二丁目一九九番地
同 平野康盛 同 花田二丁目六番地一
同 須賀啓次 同 大字増林三七八一番地
同 小島初治 同 増林一丁目一一番地
同 中島敷香 同 大字増森二五四四番地
同 三ツ木春吉 同 増林三二四〇番地
同 内野光喜 同 中島二丁目一五番地
同 名倉勇 同 増林三丁目二四五番地
同 今井清蔵 同 大字増林三五八四番地
同 須賀友五郎 同 同 二八四四番地
同 須賀英男 同 増森二四〇番地
監事 林晃 同 同 一八〇四番地
同 須賀操 同 増林二六四二番地
同 山崎文夫 同 増林三丁目二二二番地一

埼玉県告示第六百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、葛西用水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名

氏名

住所

理事 門倉武雄

加須市大字南大桑三四四二番地

同 木村市郎

北葛飾郡鷺宮町大字上川崎四七七番地

同 三ツ林隆志

幸手市大字千塚四九〇番地

同 江森久二男

同 上高野一三〇五番地

同 島田仲次

同 中野二二〇番地一

同 井上直子

北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番一三号

同 岸親義

同 大字北蓮沼三五二番地一

同 白石孝司

同 堤根二六九七番地

同 森田勝

春日部市米崎六九一番地

同 吉田吉造

北葛飾郡松伏町大字松伏三〇五八番地

同 森田金里

越谷市増森二丁目二〇七番地

同 立澤剋彌

同 東町五丁目三番地

同 中村一正

同 川柳町五丁目二二九番地一

同 豊田昭彦

草加市柿木町七二四番地

同 齊藤忠男

吉川市大字八子新田七五五番地

同 林成夫

同 三輪野江一四三〇番地

同 山崎昌一郎

同 同 拾壹軒五三八番地

同 竹内榮太郎

同 吉川二丁目一三番地三

同 宮田竹雄

三郷市南蓮沼五九〇番地二

同 渋谷清

同 花和田一五七番地

監事 藤沼宏次

幸手市大字神明内二五六番地一

同 後藤勇

春日部市樋籠六三二番地

同 多田十志男

北葛飾郡松伏町大字下赤岩五七九番地

同 増田昌之

吉川市大字平方新田一四五六番地

二 退任

職名

住所

理事 門倉武雄

加須市大字南大桑三四四二番地

同 染谷重雄

北葛飾郡鷺宮町大字東大輪四八〇番地

理事

三ツ林隆志

幸手市大字千塚四九〇番地

同 江森久二男

同 上高野一三〇五番地

同 島田仲次

同 同 中野二二〇番地一

同 井上直子

北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番一三号

同 新井貞雄

同 同 大字遠野五五七番地

同 白石孝司

同 同 堤根二六九七番地

同 川鍋昇

春日部市水角四七九番地

同 中井喬

北葛飾郡松伏町大字金杉六一三番地

同 森田金里

越谷市増森二丁目二〇七番地

同 立澤剋彌

同 東町五丁目三番地

同 中村一正

同 川柳町五丁目二二九番地一

同 豊田恒士

草加市柿木町一二九〇番地

同 大貫大三

吉川市大字上内川三四九番地一三〇

同 林成夫

同 同 三輪野江一四三〇番地

同 山崎昌一郎

同 同 拾壹軒五三八番地

同 竹内榮太郎

同 吉川二丁目一三番地三

同 大熊庄一郎

三郷市茂田井六八三番地

同 渋谷清

同 花和田一五七番地

監事 藤沼宏次

幸手市大字神明内二五六番地一

同 森泉昭士

春日部市備後東一丁目七番六号

同 多田十志男

北葛飾郡松伏町大字下赤岩五七九番地

同 須藤喜悦

吉川市中島一丁目三六八番地

埼玉県告示第六百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、坂戸市入西北部土地改良区からの土地改良事業(維持管理事業)計画の変更認可申請を平成二十一年三月三十一日適当と決定したので、同法第四十八条第九項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田清司

縦覧期間

平成二十一年四月二十日から

平成二十一年五月二十一日まで
 二 縦覧場所
 坂戸市役所

埼玉県告示第六百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、児玉郡美里町美里第二土地改良区からの土地改良事業(維持管理事業)計画及び定款の変更認可申請を平成二十一年三月三十一日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 縦覧期間

平成二十一年四月二十日から

平成二十一年五月二十一日まで

二 縦覧場所

坂戸市役所

埼玉県告示第六百二十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

画 申請者

東京都水道局長

東岡 創示

ロ 敷地の位置

朝霞市宮戸一丁目八百二番外十筆

ハ 建築物の用途

浄水場施設

二 意見の聴取の期日
 平成二十一年四月二十三日(木)
 午後二時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

朝霞市宮戸一丁目二番六十号
 宮戸市民センター 一階
 第一会議室

埼玉県告示第六百二十九号

埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定により埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目十六番十五号

有限会社ダム
 二 指定年月日
 平成二十一年二月一日

埼玉県告示第六百三十号

埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年四月十七日

埼玉県知事 上田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

さいたま市中央区上峰一丁目十九番六号
 有限会社ワガツマ

二 取消年月日

平成二十一年三月一日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第六百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年四月十七日

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

超微量分析装置の貸貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

埼玉県告示第六百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、坂戸市株木用水土地改良区からの土地改良

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年8月1日(土)から平成29年7月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

(4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(5) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330—8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048—832—0110 内線2245 フラクシミリ048—824—4607

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

イ 「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月1日(月)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

ア 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年5月29日(金)午後5時

まで(必着)

イ 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月1日(月)午前10時30分まで

イ その他

なお代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年6月1日(月)午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれか方法で平成21年5月22日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(2(6)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成21年5月20日(水)までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Super molecule analysis unit.

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m., June 1, 2009 By mail; 5:00 p.m., May 29, 2009 In person; 10:30 a.m., June 1, 2009

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Head - quarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

埼玉県教育委員会

埼玉県教育委員会定例会での公表

招集番号。平成二十一年四月十七日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一日時

平成二十一年四月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育委員会

議事

招集番号。教育関係諸問題について

埼玉県選管告示第五十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十一年四月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 日時 平成二十一年四月二十二日 午後二時
- 二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
- 三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ロ その他

正 誤

埼玉県規則第五十一号(平成二十一年三月三十一日号外第七号) 中訂正

ページ 段 行

三四 上 後ろから二

誤 埼玉県知事 様

正 埼玉県知事 様

埼玉県告示第千五百八十四号(平成二十一年十一月二十八日第二千三十五号) 中訂正

ページ 表中 行

二一 指定年月日 前から二十四

誤 平成二十年 四月 一日

正 平成二十年 三月 一日



埼玉県告示第百四十三号(平成二十一年一月三十日第二千五十一号) 中訂正

ページ 表中 行

一〇 所在地 前から十二

誤 所沢市緑町三一一一

正 所沢市緑町三一一一五

埼玉県告示第百六十七号(平成二十一年二月二十七日第二千五十九号) 中訂正

ページ 表中 行

一〇 所在地 前から九

誤 草加市松江一一二五一一三サンプティパー

正 草加市松江一一二五一一三サンプティパー

クIII一〇一

草加市松江一一二五一一三サンプティパー

クIII一〇一

埼玉県告示第五百二号(平成二十一年三月三十一日号外第九号) 中訂正

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(平成二十一年三月三十一日埼玉県規則第五十七号) 中訂正

ページ 段 行

六一 上 一一

誤

「(第7条 第8条関係)」を「(第7条関係)」

正

「(第7条、第8条関係)」を「(第7条関係)」

ページ 段 行

六一 下 二

誤

「埼玉県知事 埼玉県 建築安全センター所長」

正

「埼玉県知事 埼玉県 建築安全センター所長」

「埼玉県知事 埼玉県 建築安全センター所長」

「埼玉県知事 埼玉県 建築安全センター所長」

六二ページ下段から、七二ページ上段を削除する。

ページ 別表

三七 上 所在地の欄中

誤 秩父市下影森千二の一番

正 秩父市下影森千二番一



発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一（代表）
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇（代表）